

千葉県登録4種各チーム並びに審判員の皆様へ

公益社団法人 千葉県サッカー協会第4種委員会  
審判部長 山中 吉一

**(通達) 千葉県大会におけるチーム帯同審判員の割当限定に関するきまりについて (改正)**

このことについて、2017年4月より本格的な実施をしてきました。そこで、移行期間を含めてこれまで実施してきたことへの見直しを行い、その結果、チームのやむを得ない事情も考慮して、一部を修正し、下記のように運用することとしましたので、通知します。

記

**県大会帯同審判員の割当の限定**

県大会にチーム帯同で参加する審判員は、次のきまりの適用を受ける。

- ①前年度もしくはその年度内に、審判を担当しようとする試合実施前日までに「**実技による資格更新講習会**」を受講した者とする。(レフリーズダイアリーあるいはレフリーノートの講習会受講記録欄に、受講印が押されていること。) \*許可期間は、受講した日から翌年度末までとなる。

ただし、**実技講習会受講を申し込んでいたが、当日が雨天などで講義講習に切り替わった場合は、実技で更新したものと認める。**その際は、所定の欄に、講習会講師あるいは事務担当者のサインを受けることを必須とする。

- ②その年度内または前年度に取得(新規登録)した者については、原則、帯同審判員となることはできないが、①の実技講習会受講またはチーム代表者が次のAまたはBの方法で、手続きをすることで認められる。また、**実技講習会を受講できなかったすべての審判員についても、以下の方法を可とする。**

A 審判部長に許可申請書を提出し、審判部長が決定する。許可申請書記載に当たっては、次の条件を満たすこととする。

**「申請日を起算として過去1年間の試合数が20試合を越えていることで、かつ主審を10試合以上経験していること」(必須)**

(試合は、公式試合に限るものではなく、フレンドリーマッチ、練習試合も可とする。)

<条件>①11人制あるいは8人制で、試合時間が30分以上のものであること。

②ミニサッカーやフットサルについては対象とならない。

③第4の審判員については、2試合まで算入可とする。

B 各ブロックの審判部員(審判部長の指名する者)の認定審査を受け、合格する。(レフリーズダイアリーまたはレフリーノートの受講印欄に認定担当審判部員の印またはサインを要す。)

\*認定は、2試合以上の実技を以て判断されるものとする。

\*認定のための審査を受ける際には、**審査手数料として1回1,000円を負担するものとする。**

併せて、審査員の交通費実費を別途負担することとする。

**\*実技講習会受講及びBでの帯同の場合は10試合程度以上の審判練習をお願いいたします。**

**注意** 上記Aの方法での許可は、連続することはできない。 (毎年申請することはできない。)

- ③千葉県FA審判委員会割当部から派遣割り当てを受けている**3級審判員**については、原則として、審判部長への届出により、認められる。(活動実績をもとに判断し、「証明書」を発行する。)

- ④**1級審判員・2級審判員**については、**審判証の提示だけで割当を受けることができる。**

\*このきまりが適用される試合は、県大会につながるブロック予選も含まれる。

【本件に関する問い合わせ先】

審判部長:山中吉一 (電話 080-1342-9128 mail: [y.y@kkd.biglobe.ne.jp](mailto:y.y@kkd.biglobe.ne.jp))

\*申請・届出に当たっては必ず事前連絡をし、返信用封筒を添えて下記へ。

<申請書等の送付先> 〒290-0221 市原市馬立1176-3